

田川市市民活動補償制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、田川市内の市民活動団体及びこれに準ずる団体（以下「市民活動団体等」という。）の市民活動への参加促進及び支援のため、不測の事故に対する補償の基準及び事務手続等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 田川市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 市民活動 田川市、田川市が出資した法人及び市民活動団体等が行う別表第1に掲げる公益性のある活動又はこれに準じる活動であって、指導者及びスタッフが本来の職務を離れて自主的に無報酬（実費弁償を除く。）で実践又は従事するものをいう。
- (3) 市民活動団体 田川市内に活動の拠点を置き、5人以上で自主的に組織され、3分の2以上が市民で構成される団体であって、市民活動を継続的又は計画的に行うものをいう。ただし、次のいずれかに該当する団体は除く。
 - ア 特定の宗教のための活動又はそれに反対をする活動を目的とする団体
 - イ 特定の政党について支持又は反対をする活動を目的とする団体
 - ウ 特定の公職の候補者又は公職にある者に対し、支持又は反対をする活動を目的とする団体
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員と密接な関係を有する団体
 - オ 企業、公益法人、NPO法人等の法人団体
 - カ その他市長が適当でないとした団体
- (4) 指導者 市民活動団体において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準じる者（市外居住者を含む。）をいう。
- (5) スタッフ 市民活動の実施に伴い、その運営に従事する者をいう。
- (6) 参加者 市民活動に参加中の者（市外居住者を含む。）をいう。ただし、当該活動の観覧者、応援者及び乳児等の自発的に市民活動に参加する能力のない者を除く。
- (7) 賠償補償対象者 田川市、田川市が出資した法人、市民活動団体等又は指導者若し

くはスタッフをいう。

(8) 傷害補償対象者 指導者、スタッフ及び参加者をいう。

(9) 補償対象者 賠償補償対象者及び傷害補償対象者をいう。

(対象とならない市民活動)

第3条 市民活動のうち次の各号に掲げる活動については、この告示の対象としない。

(1) 政治、宗教又は営利を目的とする活動

(2) 職場、学校（PTAを含む。）等の行事として行う活動

(3) 文化及びスポーツ活動（指導者は除く。）

(4) 趣味、懇親等を目的とした活動や自助的な活動

(5) 山岳・水難救助活動、災害救助活動等の緊急時での活動

(6) 銃器を使用する害獣駆除活動

(7) チェーンソー等危険物を使用する活動（草刈機を除く。）

(8) 森林活動で野焼き又は山焼きを行う活動

(9) 日本国外での活動

(10) その他対象とならない市民活動と市長が個別に判断する活動

(保険契約)

第4条 市は、この告示による補償を行うために、保険業法（平成7年法律第105号）

第2条第4項に規定する損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結するものとする。

(保険期間)

第5条 前条の規定による保険契約の保険期間は、毎年9月1日午後4時から翌年9月1日午後4時までとする。

(対象となる事故)

第6条 この告示の対象となる事故は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 賠償補償対象者が、市民活動中に第三者の生命若しくは身体、財物又は受託物に損害を与え、別表第2に掲げる補償の種類により賠償する事故（以下「賠償事故」という。）によって損害を被る場合

(2) 傷害補償対象者が、市民活動（打合せ、事前調査、研修会又は市民活動に参加するための所定の場所と自宅等（通勤又は通学する者についてはその場所を含む。）との最短の経路における往復の行程を含む。ただし、あらかじめその行動が予定されていた

ことが計画書等により確認できる場合に限る。)中に発生した急激かつ偶然な外来の事故(以下「傷害事故」という。)により死亡又は負傷した場合であって、別表第3に定める支給事由に該当する場合

(対象とならない事故)

第7条 賠償事故のうち、次の各号に掲げる事由については、この告示による補償は適用しない。

- (1) 賠償補償対象者の故意による事故
- (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他の社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火、洪水等の自然災害による事故
- (4) 日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る事故
- (5) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族等に対する事故
- (6) 賠償補償対象者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (7) 施設の新築、改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任
- (8) 賠償補償対象者が所有、使用、管理等を行う自動車、船舶等又は動物に起因する事故
- (9) 第4条の規定による契約において保険の対象とならないものとして定められた事由
- (10) その他対象とならない事故と市長が個別に判断する事故

2 傷害事故のうち、次の各号に掲げる事故に基づくものについては、この告示による補償は適用しない。

- (1) 傷害補償対象者の故意による事故
- (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他の社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火、洪水等の自然災害による事故
- (4) 傷害補償対象者の無資格運転、飲酒運転等での自動車等による事故
- (5) 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- (6) 傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失(熱中症を除く。)
- (7) 傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置
- (8) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染(不測かつ突発的に発生した環境汚染による事故を除く。)
- (9) 外傷性けい部症候群(いわゆる「むちうち症」をいう。)又は腰痛で他覚症状のない

もの

(10) 山岳登山、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ヨット操縦等の危険なスポーツによる事故

(11) 第4条の規定による契約において保険の対象とならないものとして定められた事由

(12) その他対象とならない事故と市長が個別に判断する事故

(賠償事故に係る補償金の種類及び限度額)

第8条 賠償事故における補償金の種類及び額は、次の各号に掲げる損害又は費用のうち、保険会社が認定した額を合計した額とする。ただし、補償金の額は、別表第2に掲げる補償金支払限度額以内とする。

(1) 治療費、入院費（諸雑費を含む。）、通院交通費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他賠償補償対象者が法律上の賠償責任を負う損害

(2) 前号の損害防止又は軽減のために賠償補償対象者が支出した費用であつて、保険会社が承認した費用

(3) 損害賠償責任に関する紛争を解決するための訴訟、仲裁、和解、調停等に関し、賠償補償対象者が支出した費用であつて、保険会社が承認した費用

(4) 賠償補償対象者が保険会社の事務に協力するために支出した費用

(5) その他保険会社が承認する損害又は費用

2 賠償補償対象者が他の賠償責任保険契約等を締結している場合において、それぞれの保険契約（この告示による補償を含む。）について、他の保険契約がないものとして算出した填補責任額の合計額が損害の額を超えるときの前項の補償金の額は、当該額にこの告示による填補責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た額とする。

(傷害事故に係る補償金の種類及び限度額)

第9条 傷害事故における補償金の種類、支給事由及び補償金額は、別表第3に定めるとおりとする。

2 別表第3に掲げる補償金額は、併給することができる。ただし、死亡補償金と後遺障害補償金とを併給する場合にあつては、支給される補償金の額は、死亡補償金の補償金額を限度とする。

3 傷害補償対象者に対して、賠償補償対象者が法律上の損害賠償責任を有する場合は、傷害事故における補償金は支給せず、賠償事故における補償金を支給する。

(事故発生報告及び保険会社への通知)

第10条 賠償補償対象者及び傷害補償対象者は、賠償事故又は傷害事故（同時発生を含む。）が発生したと思われるときは、速やかに市長に連絡し、市民活動（賠償・傷害）事故発生報告書（様式第1号。以下「事故報告書」という。）及び市民活動団体等の活動等の記載内容を確認できる書類（以下「事故報告書等」という。）により市長に報告するものとする。

2 前項の事故報告書等を担当課において受け付けたときは、速やかに当該事故報告書等を安全安心まちづくり課に送付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による報告を受けたときは、事故報告書に記載されている市民団体、市民活動及び参加者等がこの告示の対象となるかどうかについて調査を行い、速やかに同項の事故報告書の写し及び市民活動事故通知書（様式第2号）により保険会社に通知するものとする。

4 前項に規定する調査については担当課で行い、通知については、安全安心まちづくり課において行うものとする。

（補償金の請求等に係る手続）

第11条 賠償事故の補償金の支給を受けようとする賠償補償対象者は、保険会社の認定を受けて、損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、所定の請求書にその他必要な書類を添付して、保険会社に提出するものとする。

2 傷害事故の補償金の支給を受けようとする傷害補償対象者は、別表第3に掲げる支給事由の充足が確定した後（入院補償金及び通院補償金にあつては、全ての治療が完了した後）に、所定の請求書にその他必要な書類を添付して、保険会社に提出するものとする。

3 保険会社は、補償金請求にかかる事故調査の結果、補償金を支払う場合は、補償金の請求者が指定する金融機関の口座に振り込むこととし、当該請求者に対して支払通知書を送付するとともに、市長に対してもその旨を通知するものとする。

4 保険会社は、前項の事故調査の結果、補償金支払いの対象外であることが判明したときは、市長及び補償対象者にその旨を通知するものとする。

（補償金請求権の消滅時効）

第12条 この告示に基づき補償対象者が保険会社に対して有する補償金の請求権は、事故発生の日の翌日から起算して、2年間行わない場合においては時効によって消滅する。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第80号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(保険期間の特例)

保険期間については、第5条の規定にかかわらず、平成27年においては、同条中「毎年9月1日午後4時から」とあるのは、「平成27年9月1日午前0時から」とする。

別表第1（第2条関係）

市民活動の具体例

| | |
|--------------------|---|
| 地域社会活動 | 行政区（自治会又は町内会）活動、防火・防犯・防災活動、交通安全活動、地域清掃活動、資源ごみの回収、草刈り、リサイクル活動、害虫防除・駆除の環境衛生活動及び地域のまつり等の活動並びにこれらのための準備活動 |
| 青少年健全育成活動 | 子ども会、ボーイ・ガールスカウト、地域の青年会等の指導育成活動及び非行防止パトロール活動等並びにこれらのための準備活動 |
| 社会福祉奉仕活動 | 社会福祉施設援護活動、在宅高齢者及び心身障害者へのホームヘルプ、声かけ運動、手話通訳等の活動並びにこれらのための準備活動 |
| 社会教育活動 | 老人クラブ活動、PTA活動（学校管理下の活動は除く。）、スポーツ振興活動（危険度が高い運動は除く。）及び文化振興活動等並びにこれらのための準備活動 |
| 市主催行事への参加 又は手伝い | 市内いっせい清掃、防災訓練、市民講座及び各種イベント等へのボランティア協力 |
| その他の活動 | その他上記に類する事業又は活動 |

別表第2（第6条、第8条関係）

賠償責任補償

| 補償の種類 | 補償金支払限度額 |
|-------|-------------------------|
| 身体賠償 | 1人当たり限度額 6,000万円 |
| | 1事故当たり限度額 3億円 |
| | （食中毒事故の場合のみ保険期間中 3億円） |
| 財物賠償 | 1事故当たり限度額 300万円 |
| | （食中毒事故の場合のみ保険期間中 300万円） |
| 保管物賠償 | 1事故当たり限度額 300万円 |
| | （保険期間中限度額 300万円） |

別表第3（第6条、第9条、第11条関係）

傷害補償（細菌性食中毒及びウイルス性中毒、熱中症並びに腸管出血性大腸菌感染症（O-157）補償を含む。）

| 補償金の種類 | 支給事由 | 補償金額 (1人当たり) |
|------------------|--|--|
| 死亡補償金 | 傷害補償対象者が傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合 | 500万円 |
| 後遺障害補償金 | 傷害補償対象者が傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内に後遺障害を生じた場合（その期間内に当該後遺障害の生ずることが確定しなかった場合は、181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合） | 後遺障害の程度により、死亡補償金の4～100パーセント |
| 入院補償金 (手術補償金) | 傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務に支障を来したため、当該傷害事故の発生から起算して180日以内の間に、入院による治療を受けた場合（手術補償については、当該事故による入院中に手術を受けたとき。ただし、1事故につき1回に限る。） | 入院補償 1日につき 3,000円 手術補償 入院補償日額の 10～40倍 |
| 通院補償金 | 傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため通院による治療を受けた場合。ただし、当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は90日を限度とする。 | 1日につき 2,000円 |

(表)

様式第1号(第10条関係)

年 月 日

田川市長 殿

報告者 住所 _____
電話 () _____
氏名 _____

※賠償事故加害者又は傷害事故負傷者との関係 (本人・親権者・相続人・その他)

市民活動(賠償・傷害)事故発生報告書

市民活動中に事故が発生しましたので、田川市市民活動補償制度実施要綱第10条第1項の規定により、報告します。

| | | | | |
|--------|---------------|---------------------------|---------------------------|--------------------|
| 賠償事故 | 加害者 | (フリガナ) 氏名 | _____ | 年 月 日生 性別 男 ・ 女 |
| | | 住 所 | 〒 _____ 連絡先()-()-() | |
| | 団体名 | _____ | | |
| | 被害者 | (フリガナ) 氏名 | _____ | 年 月 日生 性別 男 ・ 女 |
| 住 所 | | 〒 _____ 連絡先()-()-() | | |
| 傷害事故 | (フリガナ) 氏名 | _____ | 年 月 日生 性別 男 ・ 女 | |
| | 住 所 | 〒 _____ 連絡先()-()-() | | |
| | 団体名 | _____ | | |
| 活動名 | _____ | | 活動内容 | _____ |
| 事故発生日時 | 年 月 日 時 分頃 | 発生場所 | | _____ |

(裏)

| | | | | |
|---------------------------|-------------------|-------------|----------------|----------|
| 疾病名 | | 治療見込 期 間 | 入院見込 通院見込 | 日間 日間 |
| 病院名 | | 医師名 | | |
| 病院名 住 所 | 連絡先()-()-() | | | |
| 事故発生 状況 | できる限り詳しく記載してください。 | | | |
| 主催者又 は目撃者 の事故証 明 | 氏名 | 印 | | |
| | 住所 | 〒 | 連絡先()-()-() | |
| 事務局 記載欄 | | | | |

御中

田川市長

市民活動事故通知書

年 月 日付で提出の市民活動（賠償・傷害）事故発生報告書に記載された内容について調査した結果は、下記のとおりでしたので、田川市市民活動補償制度実施要綱第10条第3項の規定により通知します。

| | |
|--------|---|
| 受付番号 | |
| 担当課等名 | |
| 事故発生日時 | |
| 活動内容 | |
| 調査内容 | |
| 調査結果 | <ol style="list-style-type: none">1 田川市市民活動補償制度における市民団体・活動及び参加者等である。2 田川市市民活動補償制度における市民団体・活動及び参加者等でない。 |